

■成人歯科検診

自分の歯で食生活が楽しめるよう、歯周病などの早期発見を図ります。市内の歯科医院で個別検診となります。
【対象年齢】 24年4月1日現在
 20,30,40,50,60,70歳の人
【自己負担】 無料

■脳ドック

MRI・MRA検査、血液検査、尿検査などの一部を助成
【対象年齢】 24年4月1日現在
 35,40,45,50,55,60,65,70,75歳の人
【助成額】 10,000円
【自己負担】 受診機関により異なります。

■骨粗しょう症予防検診

超音波法により、かかとの骨強度を測定します。
【対象年齢】 24年4月1日現在
 20,25,30,35,40,45,50,55,60,65,70歳の人
【自己負担】 無料

■特定不妊治療費助成事業

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するために助成します。
【対象者】 市内に住所を有する夫婦で、県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けている人
【助成額】 1回の治療につき、10万円を限度に助成
【助成回数】 夫婦1組に対して1年度あたり2回。通算5年まで。

◆検診などについて、詳しくは健康福祉課（☎・内線 1172～1177）まで。

■医療費助成

詳しくは市民課（☎・内線 1132～1136）まで。

名称	対象者	自己負担額
乳幼児、児童医療費助成	小学校を卒業するまでの乳幼児、児童	なし
妊産婦医療費助成	妊娠5カ月目の初日から出産した日の翌月末までの妊産婦（所得制限あり）	
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級および療育手帳Aの人（所得制限あり）	入院 5,000円 外来 1,500円
ひとり親家庭医療費助成	18歳以下の児童を扶養する配偶者のいない人およびその児童（所得制限あり）	
在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成	在宅酸素濃縮器を使用する人（身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級の人を除く）	※給付額 1日12時間まで…月800円 1日24時間まで…月1,900円
寡婦医療費助成	母子および寡婦福祉法で規定する寡婦の人。ただし、高齢受給者証の交付を受けている人を除く。（所得制限あり）	
身体障害者医療費助成	身体障害者手帳3級、特別児童扶養手当2級、障害基礎年金2級の人。ただし、高齢受給者証の交付を受けている人を除く。（所得制限あり）	総医療費の1割

■胃がん検診

胃部間接撮影でバリウムを飲んで検査
【対象年齢】 24年4月1日現在
 40歳以上の人
【自己負担】 無料

■大腸がん検診

便潜血反応検査をします。
【対象年齢】 24年4月1日現在
 35歳以上の人
【自己負担】 無料

■肺がん検診

胸部X線撮影検査をします。
【対象年齢】 24年4月1日現在
 40歳以上の人
【自己負担】 無料

■子宮がん検診

子宮頸部の細胞診・超音波検査をします。
【対象年齢】 24年4月1日現在
 20歳以上の偶数年齢の女性
【自己負担】 無料

■乳がん検診

乳房および甲状腺の視・触診、乳房X線撮影(必ず両方)検査をします。
【対象年齢】 24年4月1日現在
 40歳以上の偶数年齢の女性
【自己負担】 無料



5月28日から各地区の体育館や集会所で特定健診・長寿健診が始まりました（5月29日、田山体育館）

福祉サービス活用を

24年度の内容を一部ご紹介します

市では、住民の皆さんが生活しやすい環境を整えるため、さまざまな事業の推進、サービスの提供を行っています。今回は、市で受けられるサービスの一部を紹介いたします。詳しくは、市役所の各担当課まで問い合わせ願います。

■長寿健診

身体計測(身長、体重)、血圧測定、血液検査(脂質、血糖、肝機能検査)、尿検査をします。
【対象年齢】 受診日現在
 75歳以上の人
【自己負担】 無料
 ※主体は県後期高齢者医療広域連合

■特定健診

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の原因と予備軍を見つけ、生活習慣病を予防します。
 身体計測(身長、体重、腹囲測定)、血圧測定、血液検査(脂質、血糖、貧血、肝機能検査)、尿検査、心電図、眼底検査をします。
 また、結果の内容により、保健指導をします。
【対象年齢】 25年4月1日時点で40歳から74歳の国民健康保険の加入者
【自己負担】 1,000円
 70歳以上の人または非課税世帯は無料
【追加健診】 40歳から74歳の全員に心電図、眼底、貧血検査を実施します。

■一日人間ドック

胃がん検診、大腸がん検診、胸部X線、尿検査、肝機能検査、肺機能検査、脂質検査、心電図検査など。女性のみ、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。
【対象年齢】 24年4月1日現在
 35,38,41,44,47,50,53,56,59,62,65,68,71,74歳の人
【助成金額】 10,000円
 (乳・子宮がん検診受診者…14,200円)
【自己負担】 受診機関により異なります。
【申し込み】 対象となる方へ個人通知により意向調査を実施しています。
 ※人間ドック受診者は特定健診などと重複しての受診はできませんので、注意してください。

■高齢者生活援助サービス 詳しくは健康福祉課（☎・内線 1181～1188）まで。

項目	内容	対象者	負担額 助成額
高齢者緊急通報体制整備事業	緊急時に連絡できる機器の貸与	おおむね 65 歳以上の単身世帯または重度障害者の単身世帯	無料 ※所得制限あり
配食サービス	食事の準備が難しい人へお弁当の提供	おおむね 65 歳以上の高齢者世帯	一部自己負担あり
生活管理指導員派遣事業	生活管理指導員(ヘルパー)が日常生活の支援や指導を実施	おおむね 60 歳以上で日常生活を営むことに支障がある人	一部自己負担あり
老人日常生活用具給付等事業	電磁調理器や自動消火器などの給付	65 歳以上の単身世帯	所得状況により自己負担あり
衛生材料給付事業	紙おむつなどの給付	在宅で要介護 2 以上の人または下肢あるいは体幹に 2 級以上の障がいを持つ人	無料 ※所得制限あり
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	寝たきりの人の寝具などを洗濯	重度身体障害者および寝たきり高齢者	無料 ※回数制限あり
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	要援護老人の日常生活の利便性を向上させるため、住宅の改善に対して経費を補助	要介護(要支援)認定者または身体障害者手帳 3 級以上の人	一部補助 ※所得制限あり ※上限 60 万円
温泉入浴券助成事業	なかやま荘・森乃湯の入浴料の一部を助成	市内に住所を有する 65 歳以上の人	1 枚 150 円助成 ※ 24 枚まで
高齢者等住宅用火災警報器設置促進事業	住宅用火災警報器の設置費用を助成	市内に住所を有し、高齢者や障がい者のみで構成される世帯 ※要件が複数あり	設置費用の半額 ※上限 5,000 円
生活支援ハウス	介護、交流の場を提供し、高齢者が安心して生活することを支援	デイサービス…65 歳以上の要援護老人 居住棟…60 歳以上の高齢世帯、ひとり暮らしで、独立した生活に不安のある人	所得により段階的に負担あり

◆保育実施事業

市内の保育施設は、公立保育所が 8カ所、私立保育園が 4カ所あり、688人の子どもたちが施設利用しています。(入所率 91.8パーセント)

23年度は、保育料は国の基準に対して、59.5パーセントの軽減を実施し、県下 13市で一番の軽減率となりました。

◆相談員の配置

さまざまな悩みを持つ女性の相談相手となり、一緒に解決に努める婦人相談員、全ての子どもが心身ともに健やかに成長し、幸せが守られるように 18歳未満の子どもについて、あらゆる相談を受ける児童相談員をそれぞれ 1人ずつ配置して、相談の受付をしています。

◆子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、恒常的な残業、休日出勤などの事由により、子どもの養育が一時的に困難となった時、または経済的な理由により緊急的に母子の保護を要する時などに、児童養護施設(児童福祉施設)で一定期間、養育および保護を行います。

市内に住む 18歳未満の児童が対象です。

◆特別保育実施事業

通常保育以外に次の保育を実施しています。

- ・一時保育
- ・延長保育(午後 6 時以降保育)
- ・休日保育
- ・休日保育支援事業(市内に居住し、保育所に入所している 3 歳以上の児童を養育している所得税非課税世帯に対する助成)

◆子育て支援ヘルパー派遣事業

対象となる家庭からの申請に基づき、ヘルパー派遣を行っています。

- ① 母子手帳交付後の妊婦がいる家庭
- ② 1 歳未満の乳児がいる家庭
- ③ 3 歳未満の 2 人以上の多胎の子がいる家庭
- ④ 3 歳未満の子がいるひとり親家庭

■保育事業や子育て支援など詳しくは、児童福祉課（☎・内線 1151～1157）まで。

小さなお子さんから
お年寄りの方々まで



市は未来を担う子どもたちの育成に特に力を入れています

◆学童保育クラブ事業

放課後児童の健全育成のため、下校後から午後 6 時半まで開設しています。また、長期休業期間には、午前 8 時から午後 6 時までの開設もしています。各クラブごとに指導員を配置しています。

◆つどいの広場事業

大更学童保育クラブ施設内に「たからっこ広場」を、24年 4 月 1 日からあしろ学童保育クラブ施設内に「カンガルー広場」を開設。子育てアドバイザーを配置して子育ての悩み相談や子育て支援事業を行っています。

◆出産祝い金の支給

出産する 1 年前から市内に住所を有し、養育している 18 歳未満の第 3 子以降の子を出産した人に対し、50,000 円の祝い金を支給しています。

◆児童遊園

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、児童遊園を 4カ所配置しています。

お子さんの育児や高齢者の生活支援などが抱えているお悩みはそれぞれ異なります。市は、皆さんのさまざまな要望に応えるため、幅広い事業を展開しています。小さなお子さんからお年寄りの方々まで、みんなが住みよいまちづくりを目指しています。

身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の申請

●身体障害者手帳

身体に障がいのある人(視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能、免疫機能に障害があり、認定基準に該当する人)に、本人の申請によって交付されます。

●療育手帳

知的障がいのある人に、本人または保護者の申請によって、県福祉総合相談センターの判定に基づき交付されます(事前にセンターでの判定が必要です)。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、日常生活や社会生活に制約のある人に、申請に基づき交付されます。

ただし、初診から 6 カ月以降でない手続きできません。2 年毎の更新手続きが必要です。

※手帳ごとに必要な書類が違います。

※申請から約 1 カ月後に手帳が交付となります。

■手帳による交通機関での軽減・割引制度

▶ JR 運賃

身障手帳 1 種・療育手帳 A は介護者が同行する場合、全線 5 割引。本人のみの利用および身障手帳 2 種・療育手帳 B の人は、片道 100km を超えるとき、5 割引

▶ バス運賃・有料道路通行料金

身障手帳及び療育手帳所持者… 5 割引(有料道路通行料金は事前申請が必要です)。

▶ 福祉タクシー助成事業(市単独事業)

在宅で生活しており、自動車税などの減免を受けていない場合、タクシー券を発行します。

【利用できる事業所】 西根観光タクシー、安代観光タクシー、福祉タクシーこまどり、平館タクシー、田山タクシー

【助成額】 1 枚 600 円、年間最大 24 枚まで

※制度ごとに、手帳の等級や介護者などに制限がありますので、ご利用の前に相談ください。

その他、各種制度など詳しくは、地域福祉課(☎・内線 1167～1168)まで。